

現状と課題

【保健】

本町では、心身ともに健康な暮らしを目指すため、食生活改善推進協議会や商工会等で地元でとれた食材を使った講習会などが開催されています。また、老人会や婦人会、食生活改善推進協議会等の研修の場を利用し、健康に関する講話を実施し、健康意識の向上に努めています。

本町には、恵まれた自然と農林水産物があり、農薬の適正な使用管理の推進・啓発により安全・安心な農産物の生産を図るとともに、特産品を使った伝承料理、食育推進豆腐づくり農産物加工アドバイザー派遣事業による各種教室や農村女性グループの活動として各種教室の開催を行っています。

さらに、本町の恵まれた水や自然を健康づくりに活かしていけるようにするため、緑川の高田地区河川敷地に整備した「高田みんなの広場公園」内に、水辺や多目的な広場等を併せ持つウォーキングコースを設置しました。

健康診断や健康相談については、特定健診とがん検診の同時実施、健診後の相談の実施、乳児全戸訪問等による母子への個別支援の充実などを図るとともに、医療制度改革により特定健診が国保実施となりましたが、柔軟に対応しながら、町独自の事業を実施しています。

一方、健康づくりのためには、福祉・社会教育・体育との連携のもとに、日頃の健康づくりを進めていくとともに、国民健康保険・介護保険・老人医療・福祉等との連携を図ることが重要な要素となっています。

【医療】

本町では、医療費通知や町の医療の現状等を機会あるごとに周知し、個々の健康意識を高めるよう働きかけており、個々の健康を高めることが医療を低減させることにつながるとの意識は高まりましたが、依然医療費は県下で高い位置にあります。

救急・高次医療については、上益城郡医師会への休日当番医の委託、二次医療圏では病院群輪番制病院事業、郡内および熊本中央地域医療圏で対応しています。

基本方針

健康づくりの周知、啓発と医療体制の充実を図ります。

主要事業

主要取組事業	取組内容
(1) 健康づくり推進体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●心身ともに健康な暮らしの推進 健康づくり推進事業の位置づけを検討します。 ●地区や団体での健康意識の向上 老人会や婦人会、食生活改善推進協議会等の研修の場を利用し、健康に関する講話を実施します。 ●関連分野との連携による総合的な健康づくり 庁内各課の連携を図り、総合的で具体的な健康づくりの体制をつくります。 ●恵まれた自然と農林水産物の健康への活用 安全・安心な農産物の生産をより一層進めるとともに、農村女性グループの活動を通して安全・安心な特産品の利用を推進します。 ●保健センターの改修 子どもにやさしい施設としての保健センターの改修を検討します。
(2) 早期発見・早期治療のための健康診査などの充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ●健康診査等の推進 健康診査方法や結果の周知徹底、啓発活動の充実などによる受診率の向上を図るとともに、関係機関との連携のもとに、各種教室・講座や相談指導体制を充実し、生活習慣を改善できるよう保健事業を推進します。
(3) 乳幼児・母子保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●未受診者への対応の実施 乳幼児健診の場を生かし、受診できる機会を増やします。 ●食育の促進 「食育」に関する教室や相談および情報発信を充実します。 ●発達障害への連携による対応 発達障害等の早期発見のための保育所、幼稚園との連携強化を図ります。
(4) 感染症予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●予防接種の実施 各種予防接種を実施します。
(5) 健康危機管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●健康危機管理体制の充実 医薬品、食中毒、感染症、飲料水および自然災害等により生じる健康被害、事故等に際し、町民の生命、健康の安全に関する危機管理を迅速かつ的確に実施するため、健康被害の発生予防、拡大防止のための知識の普及、情報の提供に努めます。
(6) 適切な医療を受けることができる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●医療への適正な受診による医療費の低減化 医療制度、医療費通知や町の医療の現状等を機会あるごとに周知し、医療費の適正化を図ります。
(7) 救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●救急・高次医療の充実 救急・高次医療を今後も継続して充実します。

主要目標指標

(2) 早期発見・早期治療のための健康診査などの充実強化

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課	
各健康診査業務	健診受診率	胃がん	18.2%	全がん検診 受診率 50%	町民課
		肺がん	28.4%		
		大腸がん	24.2%		
		子宮がん	26.7%		
		乳がん	31.8%		

(3) 乳幼児・母子保健事業の充実

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課	
乳幼児健診	健診受診率	3 か月児健診	95.2%	乳幼児健診 受診率 100%	町民課
		1 歳半健診	99.0%		



第2節 産み育てやすい子育て支援の充実

現状と課題

本町の年少人口比率（15歳未満の人口比率）は、平成21年の推計人口調査では、15%を下回っており、少子化が進行しています。この様な状況において、まちの活力を生む20代～40代の年代層の定住を促進するためには子育て環境の充実を求める声が多くなっています。また、今後の少子化対策としては、「仕事と家庭の両立の支援」、「子育て家庭への経済的負担軽減の支援」などが求められています。

本町では、保育サービスに対する取り組みとして、平成21年度から全保育所での地域活動事業、障害児保育補助事業を開始し、放課後児童クラブの建物改修を行い施設の充実を図りました。平成22年度から、緊急サポートセンター事業、病児・病後児保育事業を開始しています。今後は、区画整理事業等の住宅地整備に伴い、ますます増えてくる保育ニーズに備え、保育所の整備を計画します。

保育サービス以外では、つどいの広場事業などを実施しています。また、平成21年度にはファミリーサポートセンター事業、平成22年度には一時預かり事業を開始しています。

経済的支援では、平成19年度から乳幼児・児童医療費助成の対象を小学6年生までに拡充し、また、平成22年度からは利用者の利便性向上のため、医療費助成請求手続きの簡素化を図りました。

（※平成23年度からは、乳幼児・児童医療費助成事業の名称が子ども医療費助成事業に変わり、助成対象者を中学3年生までに拡充します。）

基本方針

子育てに関する多様なニーズに対応して、子供が健やかに育つ環境を整備します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
(1) すべての子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援サービスの充実 一時預かり事業、つどいの広場事業、ファミリーサポートセンター事業を推進します。その他多様な子育て支援サービスの実施について検討します。 ●子育て家庭への経済的支援 子ども手当、子ども医療費助成事業を実施します。
(2) 子育てと仕事の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ●保育サービスの充実 親の勤務形態の多様化などに対応するため、柔軟な保育サービスの充実を推進します。通常保育事業については、待機児童が出ないよう定員の適正化を図ります。その他保育サービスの実施について検討します。 ●放課後児童クラブの拡充 放課後児童の安全確保と指導内容の充実を推進します。 ●育児講座の開催 育児講座などを実施することで育児不安を解消し、育児と仕事の両立を支援します。 ●経済的支援 保育料の軽減

<p>(3) 子どもと子育てにやさしい環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもと安心して生活できるまちづくりの推進 交通安全対策、犯罪防止対策および子どもの遊び場・居場所づくりを通じた安心して生活できる環境整備を推進します。 ●医療施設の充実 産婦人科の誘致や小児科機能の充実を検討します。 ●外出時の子育て環境の整備 子ども向けトイレなど外出時における子育てしやすい環境の整備を推進します。 ●公園の整備 運動公園に子どもの遊具等を整備することを検討します。 また、行政区ごとの小公園については、子どもたちが安全に遊べる場所として、利用に当たって各行政区でのルールづくりなど誰もが利用しやすい公園の管理体制について検討します。 ●公民館図書室の充実 児童図書を中心に蔵書を増やし、併せて、読み聞かせの拡充を図ります。
<p>(4) 子育て情報の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各種講座の開催 妊婦健診や乳幼児健診、相談・訪問活動、子育て等に関する各種講座などを実施し、妊娠、出産、子育ての各ステージでの母子の健康づくりの支援に努めています。 ●相談体制の整備・充実 子育てに関する相談や発達に関する相談、教育に関する相談、女性に関する相談などの相談体制を整備・充実します。
<p>(5) 児童虐待の予防</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●早期対応体制の強化 嘉島町要保護児童対策・DV防止対策・高齢者虐待防止対策地域協議会を通して、児童虐待のケース発見と連絡体制の整備とともに、ケース検討会での早期対応体制を強化します。 ●虐待防止の啓発 地域協議会を定期的で開催し、虐待防止の認識を深めるとともに、要保護児童に関する研修会を定期的実施します。

主要目標指標

(1) すべての子育て家庭への支援

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
一時預かり事業	実施保育所数	1 か所	2 か所	町民課
つどいの広場事業	実施箇所数	1 か所	1 か所	町民課
ファミリーサポートセンター事業	センター数	1 か所	1 か所	町民課
乳幼児・児童医療費助成事業	助成対象上限	小学校 6 年生	中学校 3 年生 (子ども医療費助成事業)	町民課

(2) 子育てと仕事の両立支援

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
通常保育事業	保育所数・定員数	2 か所・240 人	2 か所・240 人	町民課
延長保育事業	実施保育所数・ 実施時間	2 か所・1 時間	2 か所・1 時間	町民課
障がい児保育補助事業	実施保育所数	2 か所	2 か所	町民課
病児・病後児保育事業	実施箇所数	0 か所	1 か所	町民課
緊急サポートセンター事業	センター数	0 か所	1 か所	町民課
放課後児童クラブ	実施小学校数・ クラブ数	2 校・2 クラブ	2 校・3 クラブ	町民課
地域活動事業	実施箇所数	3 か所	3 か所	町民課

(3) 子どもと子育てにやさしい環境づくり

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
お話し会（読み聞かせ）	開催回数	24 回	24 回	社会教育課

(5) 児童虐待の予防

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
乳児家庭全戸訪問事業	訪問数／対象家庭数	97%	100%	町民課
要保護児童対策・DV 防止対策・高齢者虐待 防止対策地域協議会	開催数（代表者会議、 実務者会議）	2 回	2 回	町民課

第3節 高齢者が元気で暮せる環境づくりの推進

現状と課題

本町は、平成21年の推計人口調査でみると、高齢化率は、24.6%となっており、4人に1人は65歳以上の高齢者であり、高齢化は確実に進行しています。この様な状況において、今後の福祉対策として、「高齢者や障がい者が利用しやすい施設の整備」、「生きがいづくりや働く場の確保など支援体制の充実」、「地域全体で高齢者や障がい者を支えるしくみの整備」などを求める声が多くなっています。

本町では、嘉島町社会福祉協議会に委託を行い、平成18年4月1日、嘉島町地域包括支援センターが設置され、地域包括支援センターの三職種である社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの内、保健師、主任ケアマネジャーの育成や採用が必要となっています。

公民館の活用については、各地区の自治公民館では、老人会の例会における、人権啓発ビデオ上映、健康教室等の場として活用されており、一人ひとりの生きがいにつながる学習活動が展開されています。

広域的に支援を行う高次福祉施設の設置については、広域での取り組みは行われておらず、現在のところ進展はありません。

福祉情報サービスの充実については、さまざまな相談事業等の実施により対応しており、町および社協がお互いに情報を共有しながら適切なアドバイスを行っています。

身近な地域の題材を用いた社会福祉教育の実践については、単位老人会等による伝承活動が実施されています。

町老人会では、東西小学校との交流会（総合的な学習の時間）が開催され、小学校に地域文化の伝達が行われています。また、民間ボランティア団体により小・中学生に対して生け花教室が行われています。今後は、地域子ども教室等の開催のための組織づくりや地域の大人たちがボランティアとして活動できるように支援していく必要があります。

お互いがお互いを助け合う意識づくりについては、平成21年度に「かしま地域福祉塾」を実施しましたが、地域での見守りやネットワークの大切さが認識されていますが、人材育成がまだまだできていないのが現状です。

認知症高齢者ケアの推進については、平成21年度にキャラバンメイトを20名、認知症サポーターを365名養成し、認知症に対する理解・周知を行っています。高齢化が進むとともに、認知症の周辺症状の1つである徘徊による行方不明事件、介護者による高齢者虐待等が増加することも考えられるため、高齢者一人ひとりが安心して住みなれた地域で生活することができるよう地域ケア体制を推進していく必要があります。

基本方針

高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことができる体制づくりを進めます。

主要事業

主要取組事業	取組内容
(1) 高齢者福祉サービス供給基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターの設置および充実 高齢者等に対する総合的な相談・支援および権利擁護事業、介護予防支援の必要性が高まるため、地域包括支援センターの充実を図ります。 ●介護施設の充実 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）を充実します。 ●公民館の積極的活用 公民館の活用について今後も継続して取り組んでいきます。 ●福祉情報サービスの充実 様々な相談に対して適切に対応します。
(2) 生きがいをもって生活できる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●単身高齢者および閉じこもりがちな高齢者への支援 70歳以上の高齢者にバス・タクシーの優待券を1万円分配布することによって外出、移動を支援します。 また、ネットワーク会議を通して、支援が必要な高齢者を把握し、適切なサービスが受けられるように支援します。 ●リーダーの育成 生きがいづくり活動のリーダーを育成します。
(3) 高齢者を地域で支える体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な地域の題材を用いた社会福祉教育の実践 地域の縁がわづくり事業で設置された『どぎゃんね』等を活用した交流事業を民間事業者との連携により展開します。 ●お互いがお互いを助け合う意識づくり 地域での見守りやネットワークのための人材育成を図ります。 ●認知症高齢者ケアの推進 認知症高齢者が住み慣れた地域、家庭で安心して生活できるよう地域住民や家族に認知症への理解を促すとともに、認知症ケアを重視したサービス提供基盤への整備を図ります。

主要目標指標

(1) 高齢者福祉サービス供給基盤の充実

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
老人会人権啓発 ビデオ上映	開催回数	13 回	13 回	社会教育課

(2) 生きがいをもって生活できる環境づくりの推進

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
高齢者バス・タクシー 優待乗車券交付事業	利用対象者数	1,708 人	1,800 人	町民課
在宅老人緊急通報体制 整備事業	緊急通報機器 設置者数	51 人	60 人	町民課
軽度生活援助事業	利用者数	3 人	5 人	町民課
食の自立支援事業		16 人	20 人	町民課
介護予防サポーター養成 講座の開催	開催回数	4 回	4 回	町民課

(3) 高齢者を地域で支える体制づくりの推進

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
ネットワーク会議を通 して、地域での見守り、 把握	会議参加回数	24 回	24 回	町民課
社協のサロン設立支援 事業への協力	サロンリーダー 養成講座開催回数	5 回	1 回	町民課
認知症サポーター養成 講座の実施	サポーター養成者数	365 人	200 人	町民課
キャラバンメイトの フォローアップ研修の 実施	キャラバンメイト養 成者数	20 人	5 人	町民課
	フォローアップ講座 の実施	0 回	2 回	町民課

第4節 障がい者がいきいき暮せる環境づくりの推進

現状と課題

本町の障がい者数は、増加傾向にあり、平成22年では477人となっています。

障がいのある人のほとんどが家族と暮しており、障がいのある人の介護や見守りをしている人は、配偶者が最も多く、介護・介助を必要としていない人も多くなっています。

就労等の状況については、畑仕事や社員・パートなどで働いておられる方が2割ほどいます。

将来の生活で不安なことについては、自分の健康に対する不安が最も多く、経済面、保護者や介護者の健康、福祉介護サービスへの不安が高くなっています。

障がい者と地域とのかかわりについては、障がい者が自立して暮らしていくことへの不安があり、障がい者の地域での受け入れ環境や社会参加しやすい場づくりが求められています。

基本方針

障がい者のニーズにあったサービスの提供、自立と社会参加の促進、地域における協働・連携を重視した支援体制づくりを推進します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
(1) 地域社会での自立生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 「嘉島町障害福祉計画」の周知徹底 「嘉島町障害福祉計画」の周知徹底と同計画で示された各種サービス供給量の確保を図ります。 ● 障がいの早期発見と支援 乳幼児に対する健康診査および相談・指導等の充実および障がいの早期理解に努めます。 ● 療育指導の充実 療育相談の充実および早期療育のための協力体制と研修の充実を図ります。 ● 学校教育の充実 特別支援教育相談の充実および幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携の強化、専門的知識の習得に努めます。 ● 日常生活サービスの充実 補そう具・日常生活用具の給付や住まいの充実を図るとともに、健康づくりの推進や各種福祉手当等の支給を実施します。 ● 情報提供・相談事業の充実 情報収集と情報提供の充実および相談窓口の充実を図ります。 ● 在宅サービスの充実 在宅サービス利用支援および各種在宅サービスの充実を図るとともに、生活訓練の体制作りを進めます。 ● ボランティアの充実 ボランティア講座などによるボランティアの養成に努めるとともに、ボランティア相談窓口において希望に合ったボランティア活動のコーディネートを実施します。

(2) 地域社会への参加と平等	<ul style="list-style-type: none"> ●就労への支援 職業相談、企業への障がいのある人の雇用拡大の働きかけなどにより、雇用の拡大を図ります。 ●社会参加の推進 スポーツや生涯学習への参加促進などを通して、社会参加しやすい環境づくりを進めます。 ●人にやさしいまちづくり 障がい者団体等と行政のパートナーシップの充実、防災訓練への障がいのある人の参加促進、交通安全教育や消費者教育の実施などを推進します。
(3) 地域社会での自立生活や社会参加を阻害するバリア（障へき）除外の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●人にやさしい施設の整備 公共施設へのエレベーター、スロープ、車椅子の設置などによる参加しやすい環境づくりを進めます。 ●福祉のこころの啓発 障がい者についての理解を求める啓発活動や、地域住民との交流の場づくりなど心のバリアフリー化を推進します。
(4) 生活を楽しむ、うるおいのある暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者参加企画の推進 文化、スポーツ活動などの生涯学習活動への障がい者の参加に配慮した企画を推進します。
(5) 誰でも安心して生活できる地域の創造	<ul style="list-style-type: none"> ●地域連携による防災・防犯体制の確立 地域との連携による障がい者を対象にした防災・防犯体制を確立します。

主要目標指標

(1) 地域社会での自立生活への支援

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
嘉島町特別支援連携協議会の開催	開催回数	3 回	6 回	学校教育課

第5節 安心とゆとりのある地域福祉の実現

現状と課題

地域を支えてきた相互扶助機能の脆弱化や地域における町民相互の社会的つながりの希薄化などにより地域コミュニティの崩壊が懸念されています。

福祉政策については、従来の公的サービス中心の仕組みでは、町民の多様な福祉ニーズに対応できない状況になっており、地域コミュニティの再生を図るとともに、公と民の協働により、共に支え合い助け合う地域福祉が求められています。

基本方針

地域での助け合い・支え合いによる、地域づくりと地域の生活ニーズに対応した福祉サービスの提供を推進します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
(1) 住民参画による取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●住民参加と広報活動の充実 住民参加を促進し、町民が求めるサービスを把握します。 ●地域の助け合い活動の推進 地域組織による助け合い意識の啓発、障害のある人や高齢者に対する理解の促進、地域への助け合い活動への参加意識の向上を図ります。 ●町民の協働作業の場づくり 水の郷まつりをはじめ町民が参加できるイベントなどを開催し、町民の協働作業の場を創出します。 ●高齢者が輝ける場づくり 団塊世代を中心とした高齢者を子どもとの交流や学習に活用するなど高齢者が輝ける場を創出します。

(2) 総合支援体制の確立

- 地域組織の活性化と充実
地域組織の運営と活性化と情報の収集から支援へつなげる仕組みづくりを進めます。
- 自主防災活動の充実
日常の防災対策および災害時の支援体制の充実を図ります。
- 地域安全活動の充実
地域ぐるみの防犯活動を推進します。
- サービスの相談窓口の充実
身近な相談窓口の充実および専門的な相談の受付体制の整備を図ります。
- 制度・サービスの情報提供と啓発
情報提供の手段を充実するとともに、情報提供のわかりやすさの向上を図ります。
- 在宅サービスの充実
サービス利用に対する抵抗感を解消するための意識改革に努めるとともに、利用者本位のサービスを実現します。
- 福祉サービスの充実と支える仕組みづくり
苦情解決の仕組みを活用してより質の高いサービスを提供します。また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用推進を図ります。
- 高齢者・障がいのある人への支援
高齢者、障がい者本人やその家族などがつくる組織についての情報提供をはじめ、組織の運営や活動を支援します。
- 保健・医療と福祉の連携によるサービスの向上
ネットワークによるサービスの向上および生涯学習と福祉の連携を図ります。
- 地域福祉の担い手づくり
町民活動・NPO活動・地域福祉リーダーの発掘・育成を図るとともに、民生委員・児童委員活動への理解と支援を図ります。
- 生涯学習や地域教育による人づくり
中高年の地域活動参加の促進と福祉学習から活動へつなげる仕組みづくりを進めます。
- 健康づくり・生きがいづくり活動の充実
地域における健康づくりの場や機会を確保するとともに、誰もが生きがいを持って暮らすための支援を図ります。
- 人にやさしいまちづくり
高齢者や障がいのある人に対する理解を深める心のバリアフリー化と住環境のバリアフリー化を推進します。
- 地域活動の支援と交流の場づくり
地域における助け合い活動や交流・相談の場づくりとともに、地域の良いところをPRし、誇りを持てる地域づくりを推進します。

(3) 地域福祉ネットワークの充実

- 地域福祉ネットワークの形成
社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連携などをはじめ、地域福祉ネットワークを通して、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯に対する地域での見守りを強化します。
- 地域における子育ての支援
家庭・地域・学校の連携と世代間交流を推進します。

(4) ボランティア活動の支援

- 広報紙でのボランティア団体の活動や組織の紹介
- 福祉ボランティアの活動の支援
- 様々な福祉活動を行う人や団体の登録の推進
- ボランティアの育成および参加促進
ボランティアリーダーの育成とともに、ボランティア活動への積極的な参加を促進します。

主要目標指標

(1) 住民参画による取組みの推進

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
水の郷まつりの開催	開催回数	1 回	1 回	企画情報課

(3) 地域福祉ネットワークの充実

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
地域活動事業	実施箇所数	3 か所	3 か所	町民課



第6節 ひとり親・低所得者福祉の充実

現状と課題

近年の離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭は増加傾向にあります。また、子どもの養育、家庭生活、地域とのかかわり等で大きな不安を抱えており、これらの家庭の経済的・社会的自立の促進を図る必要があります。

最近の傾向は、母子家庭に関わらず父子家庭でも、子どもの養育の悩みのほか、経済面で大きな不安を抱えています。このため、父子家庭への援助等の整備が進み、平成21年度から母子家庭のみだった医療費助成が父子家庭も対象になり、平成22年度から同じく母子家庭のみだった児童扶養手当が父子家庭にも支給されるようになりました。

低所得者に対しては、民生委員をはじめ社会福祉協議会など関係機関との連携を強化し、被保護世帯や要保護世帯の実態を把握するとともに、生活意欲の向上や自立更生に向けて、適切なサービスの提供やアドバイスをしていく必要があります。

基本方針

ひとり親家庭の子どもと親が安心して暮らせる生活基盤の確保とその自立促進のための支援体制の充実に努めます。また、低所得者の安定した生活と自立を支援します。

主要事業

主要取組事業	取組内容
(1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進	●経済的支援と自立促進 ひとり親家庭になった世帯が安心して暮らせるよう、経済的、精神的支援を進めながら、就業などの側面的な支援による生活基盤の整備に努め、自立を促進します。
(2) ひとり親家庭への相談体制の充実	●相談体制の充実 ひとり親家庭の生活安定と児童の健全育成を図るため、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。 ●母子会の活性化 会員の高齢化により活動が縮小化している母子会の活性化に向けて、方策の検討を進めます。
(3) 低所得者への支援	●相談助言の実施 要保護者からの相談に対し、各種支援施策の活用など適切な助言指導に努めます。 ●生活保護の適正な実施 福祉事務所と連携して積極的な訪問活動を実施し、的確な指導援助を行うとともに、開始後の継続調査等に協力し、生活保護の適正実施に努めます。

主要目標指標

(1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
ひとり親家庭等医療費助成	助成総額	1,688 千円	2,500 千円	町民課

(2) ひとり親家庭への相談体制の充実

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
母子相談会の開催 (県事業)	開催回数	2 回	2 回	町民課

第7節 社会保障制度の充実

現状と課題

本町では、広報掲載や保険証交付の際など機会をとらえ制度の仕組み等を広報して、社会保障制度への理解を促進しています。

国民年金の相談体制については、随時相談に応じるとともに、必要な人には、日本年金機構等を紹介しています。また、戸籍係と連携し、漏れのないように対応しています。

国民年金未加入者への資格取得勧奨や、保険料未納者への納付勧奨など、日本年金機構と連携し加入促進を行っています。

国民健康保険に対する意識の啓発や制度の周知については、国民健康保険の制度や手続きの方法、国保財政の現状などを広報紙等を通じて随時周知を図っています。また、適切な給付のため、医療費通知も行っています。

介護保険事業については、要介護者（要支援者）が年々増加しており、介護予防の取り組みを見直し、高齢者の自立支援をより徹底していくとともに、介護保険財政の健全性の確保と制度の安定運営に努める必要があります。また、介護サービスの質の向上や在宅生活の支援、認知症高齢者のケアなどの介護サービス基盤の整備が必要です。

基本方針

国民健康保険の健全化、介護保険事業および後期高齢者医療制度の円滑な推進を図ります。

主要事業

主要取組事業	取組内容
(1) 国民年金制度の推進	●制度の周知徹底 国民生活のセーフティーネットとしての国民年金制度を広く周知するとともに、加入の促進や保険料の納付についての広報や年金相談を今後も継続して取り組んでいきます。
(2) 国民健康保険の充実	●取り組みの継続と新制度への準備 基本的にこれまでの取り組みを継承していきます。 また、平成25年度に施行される予定の新しい老人保健制度と市町村国保の再編を踏まえた準備と財政運営を進めます。
(3) 介護保険の適正な運用	●新規事業計画での取り組み 第5期介護保険事業計画（平成24年度から平成26年度）を見据えた第4期介護保険事業計画（平成21年度から平成23年度）に基づく事業執行に努めます。

主要目標指標

(1) 国民年金制度の推進

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
広報誌等で国民年金制度に関する記事の掲載	広報誌掲載回数	7回	12回	町民課

(2) 国民健康保険の充実

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
滞納対策事業	保険税収納率	94%	95%	町民課、税務課
特定健康診査等実施計画	健診受診率 / 保健指導実施率	46.0/43.4%	68.5/55.0%	町民課

